

## 【基本的な考え方】

○現在は資金繰りに窮していても、将来的に収支が改善し借入の返済が見込める（経営改善の見込みがある）企業については、借換えや条件変更が容易かつ迅速に行えるような適切な仕組みの構築が必要である。

○臨時異例の措置として、当面1年間程度の政策展開を図る。

## 【特に対応を図る必要がある事項】

①従来から返済条件の変更等に積極的に取り組んでいる金融機関に対しては、さらに円滑な取組みが進められるような支援を行うとともに、他の金融機関でも同様のレベルの取組みが促進・鼓舞されるよう仕組みを作られたい。

②複数の金融機関から融資を受けている中小企業が条件変更を申請した場合、金融機関間の調整が困難で時間がかかるという声が多く、それにより企業の資産内容が劣化していく可能性も高くなる。再生可能かどうか短期間に検討し、各金融機関が協調した取組みに向けた調整が適切かつ迅速に行えるよう、金融検査マニュアルの改定を含めた仕組みづくりが必要である。

③民間金融機関が貸付条件の緩和等を求められた場合は、公正・中立な第三者機関（中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構など）との連携・協力を図るべきである。その際、融資をしている金融機関が複数ある場合は、関係する金融機関は極力協調すべきである。

④民間金融機関の融資に関し、現在の基準では不良債権になってしまう返済条件の変更については、金融検査マニュアルの変更により、その要件を一層緩和されたい。

⑤既に返済の条件変更が行われている企業であっても、将来的に経営改善の見込みがある企業については、民間金融機関の弾力的な取扱いを促進するため、信用保証制度などによる国の適切な支援のもとに新規融資（および当該企業に対するプロパー融資の借換え）が可能となるような仕組みをも検討し、対応を図られたい。

⑥政府系金融機関および信用保証協会においては、従来の返済猶予を含む貸付条件の変更等への取組みを、今後とも一層柔軟に対応するよう努められたい。

⑦同時に、民間金融機関においても、貸付条件の変更等について、政府系金融機関および信用保証協会による対応に準じて柔軟に取り組まれたい。

⑧なお、経済産業省には既に要望しているところであるが、緊急保証制度については、最近3カ月間の平均売上高等が「前年同期比で3%以上減少していること」となっている現在の適用要件を、「経済危機以前に比して一定水準のマイナスとなっていること」に変更することが必要である。また、業種要件を撤廃するとともに、本年度末までとなっている取扱期間を延長することが望まれる。

⑨以上の取組みを図るうえで、日本政策金融公庫と信用保証協会に対して十分な財務基盤強化を行われたい。

以 上

平成21年度第12号
平成21年11月11日
第609回常議員会決議